平成２９年（フ）第１２０号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―304号、前住所佐賀県唐津市和多田本村６番17―106号　レオパレスローズマリーⅠ
債務者　山中　正文
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６６号
福岡市東区土井１丁目23番13―301号
債務者　長城　優介
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　敬三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目71番地１　ＴＯビル303号
債務者　増田　章子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　純平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７号
福岡県春日市春日原北町３丁目４番地２　林電気ビル201号、前住所福岡県春日市小倉４丁目49番地　オレンジハウス小倉101号
債務者　立山健太郎
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２号
福岡市城南区片江１丁目15番27―202号
債務者　森　　昭彦
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６号
福岡県太宰府市青葉台３丁目18番２号
債務者　加藤　忠臣
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　智久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７６号
神戸市兵庫区西柳原町６番７―503号
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上入佐輝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６号
鳥取県鳥取市松並町２丁目324番地
債務者　山根　一吉
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２２号
福岡市西区野方４丁目37番７号
債務者　小林　里美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　恩穂井達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市片島２丁目18番12号
債務者　津田　崇広
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６号
沖縄県宮古郡多良間村字塩川2795　宮古製糖株式会社多良間工場内、住民票上の住所岩手県宮古市八木沢第６地割90番地　県営住宅302号室
債務者　古舘　雄二
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第７号
岩手県宮古市八木沢第６地割90番地　県営住宅302号室、旧住所岩手県宮古市藤原２丁目２番19号
債務者　古舘　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第８号
岩手県宮古市八木沢１丁目３番１号
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第１３号
茨城県坂東市逆井675番地
債務者　野口キミイ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２２号
茨城県筑西市成田457番地１
債務者　飯塚六三郎
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１９号
富山県高岡市角三島99番地２
債務者　飴井サチ子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第３２７号
石川県野々市市二日市５丁目333番地　市営201号、従前の住所石川県野々市市二日市町65街区１番　市営201号
債務者　高田美喜世
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
金沢地方裁判所民事部